「ひょうたんせんぱい」デザイン使用取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、上富田町(以下「町」という。)をPRするマスコットキャラクターとして「ひょうたんせんぱい」のデザイン(以下「デザイン」という。)を使用する場合の取り扱いに関し、必要な事項を定める。

(使用目的)

第2条 「ひょうたんせんぱい」は、誰からも親しまれ、また、町の知名度や好感度を上げるために町をPRするマスコットキャラクターであり、その目的に照らして適当であると認められる場合使用することができるものとする。

(使用承認の申請)

- 第3条 デザインを使用しようとする者(以下「使用希望者」という。)は、あらかじめ「ひょうたんせんぱい」デザイン使用承認申請書(別記第1号様式)に必要な書類を添付して、上富田町長(以下「町長」という。)に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、「ひょうたんせんぱい」デザイン使用届(別記第2号様式)を町長に届け出ることをもって足りるものとする。
 - (1) 学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第1条に規定する学校が教育の目的で使用するとき。
 - (2) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
 - (3) その他町長が適当と認めるとき。
- 2 使用承認の申請のために町長へ提出された関係書類は、当該使用希望者に返却しないものとする。

(使用の承認)

- 第4条 町長は、前条第1項の規定による申請書の提出があった場合において、その内容が次の各号のいずれかに該当するときを除き、必要な条件を付して「ひょうたんせんぱい」デザイン使用(内容変更)承認書(別記第3号様式)を使用希望者に交付し、使用の承認を行うものとする。
 - (1) 主として特定の政治、思想又は宗教の活動に利用しようとするとき。
 - (2) 特定の個人又は団体の売名に利用しようとするとき。
 - (3) 町及び「ひょうたんせんぱい」の品位を傷つけ、又は正しい理解の妨げとなるおそれのあるとき。
 - (4) 町独自の事業又は町の認めた関連事業を推進する上で支障があると認められるとき。
 - (5) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
 - (6) 次のいずれかに該当するとき。
 - ア 和歌山県暴力団排除条例(平成 23 年和歌山県条例第 23 号。以下「暴力団排除条例」という。)第2条第3号に規定する暴力団員等(以下「暴力団員等」という。)であると認められるとき。

- イ 暴力団(暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える 目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしていると認められるとき。
- エ 暴力団若しくは暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど 直接的若しくは積極的に暴力団の活動、維持運営に協力し、又は関与していると 認められるとき。
- オ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- カ 暴力団又は暴力団員等であることを知りながら不当に利用するなどしていると 認められるとき。
- (7) その他町長が承認することが適当でないと認めたとき。

(使用料)

第5条 デザインの使用料は、無料とする。

(使用上の遵守事項)

- 第6条 デザインを使用する者(以下「使用者」という。)は、次の各号に掲げる事項を遵 守しなければならない。
 - (1) 使用承認された内容により使用し、町長の付した条件に従うこと。
 - (2) 定められた色、形等を正しく使用すること。
 - (3) 「上富田町マスコットキャラクター ひょうたんせんぱい」と表記すること。
 - (4) デザインを使用する権利を譲渡し、又は貸与しないこと。
 - (5) 商標登録及び意匠登録の出願を行わないこと。
 - (6) 承認に係る物品等の完成後は、完成見本等使用の状況が確認できるものを、公表する前に速やかに町長に提出すること。ただし、完成品の提出が困難と認められるものについては、その写真の提出をもって代えることができる。
 - (7) 町長の求めに応じ、デザインの使用状況について報告すること。

(承認内容の変更の申請)

- 第7条 使用者が使用承認の内容について変更しようとする場合は、あらかじめ「ひょう たんせんぱい」使用内容変更申請書(別記第4号様式)を町長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 前項の使用承認については、第3条の規定を準用する。 (承認の取消し)
- 第8条 町長は、デザインの使用がこの要領又は使用承認の内容に違反していると認められるときは、当該デザインの使用承認を取り消すことができる。
- 2 前項の規定により使用承認を取り消された者は、当該使用承認に係る物件を使用してはならない。
- 3 第1項の規定による取消しは、「ひょうたんせんぱい」デザイン使用承認取消書(別記

第5号様式)をもって行うものとする。

4 第1項の規定により、使用承認を取り消された者に損害が生じても、町長はその責め を負わない。

(損害賠償)

- 第9条 デザインの使用により、使用者が町に損害を与えたときは、町長は、使用者に対し当該損害の賠償を請求することができる。
- 2 デザインの使用承認を受けた者がデザインの使用によって第三者に対して損害又は損失を与えた場合は、使用者が責任をもって速やかに対処するものとし、町は損害賠償、 損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

(補則)

第10条 この要領に定めるもののほか、デザインの取扱いについて必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成30年10月1日から施行する。
- 2 町長は、この要領の規定について随時検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。